

ぐんま賃上げ促進支援金の制度変更の概要 1/2

項目	現行制度	点線部を以下に変更
①支給額	従業員 1 人当たり 5 万円 (1 法人及び個人事業主あたり 最大20人分)	上限を 最大40人に変更
	【新設】	小規模な事業者で3%賃上げした場合「3万円」
②申請回数	1回限り	「上限人数に達するまで、複数回の申請可能」に変更
③支給対象	県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、農業法人等も含む	変更なし
④従業員	県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ※非正規雇用労働者は 週所定労働時間 20 時間以上	変更なし
⑤対象期間	令和7年4月1日から 令和7年11月30日 の賃上げ	令和7年12月31日に延長
⑥申請期間	令和7年7月14日から 令和7年12月26日 (上限に達した場合、前倒しで終了)	令和8年1月31日に延長

ぐんま賃上げ促進支援金の制度変更の概要 2/2

項目	現行制度
⑦その他の主な要件等	登録前から申請受付（登録の有無は審査段階で確認） ①パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること（法人の場合） ②最低 1 月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること ③引き上げ後の賃金水準を 1 年間継続すること ④賃上げを支援する、他の補助制度と重複していないこと ⑤申請は原則、電子申請
⑧市町村との連携	太田市、館林市、渋川市、玉村町、大泉町の 5 市町が 支援金額の上乗せ実施中 ※別途各市町から、上乗せの継続など、発表予定

(参考) 中小企業、小規模な事業者に係る定義

- ・ 中小企業は、中小企業基本法第2条第1項に規定するものを指す。
- ・ 小規模な事業者は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定するものを指す。
- ・ ただし、両法に規定されない法人であっても、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人や法人税法別表第二に該当する法人等についても対象となる。
ただし、中小企業と同じ支援金額等となるには、従業員数が300人以下、
小規模な事業者と同じ支援金額等となるには、従業員数が20人以下が条件。
(例)事業協同組合、企業組合、医療法人、社会福祉法人、一般(公益)財団法人、一般(公益)社団法人等

	中小企業基本法		小規模事業者 支援法
	中小企業者		小規模事業者
業種	資本金 または 従業員		従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業 以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業			20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

賃上げ率3%で
支援金の対象